

事業計画書等作成要領

1 事業計画書

事業計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 事業の名称

事業の名称は事務局（企画課）と協議して記入すること。

例）分譲宅地造成事業、店舗建設事業、太陽光発電施設設置事業等

(2) 施行場所

字名まで記入すること。筆数が多い場合は、代表地番ほか何筆とし、別紙に地番一覧表を添付すること。

(3) 用地の現況

地目ごと土地の登記簿謄本の面積を記入し、その合計と実測の合計を記入すること。

(4) 事業計画

ア 生産計画

事業の目的及び営業時間を記載すること。また、工場、事業所等の場合は、生産品目毎の計画生産量を記入すること。

イ 施設計画

申請地内に建設する施設の概要を記入すること。

施設名、構造、階数、延床面積（㎡）、駐車台数、調整池、防火水槽等

(5) 附帯施設計画

ア 道路計画

進入路の接続道路名、幅員及び進入路幅を記入すること。

分譲宅地造成事業については、施行区域内の道路計画についても幅員、延長、構造等を順次要領よくまとめて記入すること。

イ 用水計画

水源については、地下水、表流水、公共水道等を明確にし、取水地点、取水量、取水方法、給水方法等を要領よくまとめて記入すること。

ウ 排水計画

施行区域内及び関連する必要区域について、自然水（雨水）及び雑排水（生活污水）の排水系統を明確にして排水計画を立てるものとし、次の事項に留意すること。

(ア) 防災上特に問題が生じる場合は、別途防災施設計画を立てること。

(イ) 流末処理については、施行区域のみでなく、区域外の流末にも配慮する

こと。

(ウ) 流末処理について、特に問題点がある場合は、その状況及び解決策等を記入すること。

エ 防災計画

防火水槽、消火栓等の消防水利施設については、関係部署と協議を行い、位置、規模、構造等を明記すること。また、調整池については、必要調整容量と調整池容量を記入すること。なお、雨水浸透施設も防災施設として数量、構造等を記入すること。

オ 公害防止計画

騒音、振動、粉じん、ばい煙、ガス、臭気、汚水等の公害の発生が考えられるものについては、その防止計画を具体的に明記すること。また、工事中の公害防止計画及び交通安全対策についても記入すること。

カ 清掃計画

ごみ処理については、関係部署と協議を行い、その処理方法を明確にすること。また、ごみ集積所等の位置、規模、構造等を明記すること。

キ 緑化計画

公園、緑地の面積及び割合について記載し、その計画及び樹種、大きさ、本数等もできる限り明記すること。

(6) 着工予定・竣工予定

関係法令等の手続き期間を考慮した予定とすること。

(7) 資金計画

ア 事業費

年度別に工事費の内訳を記入すること。

イ 資金調達計画

事業に必要な資金の調達方法を記入すること。

(8) その他

ア 施設の管理方法

道水路、公園、調整等の施設毎に管理者及び管理方法を記入すること。

イ 遺跡の有無

関係部署に確認し有無を記入すること。

2 添付図書

事業計画書に添付する図書は次のとおりとする。

- ・各筆調書
- ・土地登記簿謄本
- ・地権者の同意書又は売買契約書の写し（自己の所有地でない場合）

様式は任意。

- ・ 関係自治会長の同意書又は説明経過報告書

様式は任意。関係自治会から事業について条件がある場合は、その条件を記入すること。説明経過報告書は、説明した相手方の氏名、日時、場所、内容、意見、意見に対する回答などを記入すること。なお、説明範囲を図面（公図、ゼンリン等）に明示し、説明資料を添付すること。

- ・ 隣接地権者の同意書又は説明経過報告書

様式は任意。説明経過報告書は、説明した相手方の氏名、日時、場所、内容、意見、意見に対する回答などを記入すること。なお、説明範囲を図面（公図、ゼンリン等）に明示し、説明資料を添付すること。

- ・ 水理計算書（下流河川の流下能力検討を含む）

事業区域内排水施設の排水能力及び放流先河川又は水路の流下能力の検討。調整池の容量、放流口及び余水吐の断面検討を行うこと。下流河川の流下能力の検討は原則として2級河川までとする。

- ・ 土量計算書

施行区域全体の土量を計算すること。

- ・ 位置図（縮尺1/25,000程度）

方位、縮尺、事業区域周辺の主要な道路及び交通機関の位置及び名称を記入すること。

- ・ 案内図（縮尺1/1,500程度）

- ・ 現況写真

道路、敷地境界、事業区域及び周辺の状況が分かるもの。2方向以上。施行区域を赤枠で明示すること。撮影方向を現況平面図に記入すること。

- ・ 公図写（縮尺は原則として公図どおりとする。）

土地の地番及び形状について記載すること。なお、事業区域周辺についても適宜表示し、方位、事業区域の境界、地目、地積、所有権者、転写日を記入すること。（施行区域を赤枠で明示すること。公共用地は、公道＝赤色、水路等＝水色、堤・畦畔＝灰色で着色すること。）

- ・ 現況平面図（縮尺1/1,000以上）

方位、縮尺を記入すること。施行区域を赤枠で明示すること。施行区域及び周辺の状況（標高及び地形、道路・排水路等の状況）が明瞭に分かること。

- ・ 土地利用計画平面図（縮尺1/1,000以上）

施行区域を赤枠で明示し、建物、工作物、その他事業の中で築造する施設をもれなく記載し、主要な構造物についてはその標高も記載すること。また、土地の利用目的ごとに着色し、その面積及び割合を記載すること。（凡例を付けること。）なお、宅地分譲の場合は、区画ごとに番号、計画地盤高、面積を記載すること。

- ・ 給排水計画平面図（縮尺1/1,000以上）

給排水施設の位置、形状等を明示すること。なお、給排水の系統をそれぞれ

の高低差がわかるように明示すること。地表面等の排水方向も併せて記入すること。

- 緑化計画平面図（縮尺 1/1,000以上）
公園、緑地等の位置、形状、面積、出入口、樹種等を記載すること。また、緑化計画求積図を添付すること。
- 造成計画平面図（縮尺 1/1,000以上）
切土、盛土の位置、土留壁その他造成にあたって必要とされる施設のすべてを記入すること。また、主要な構造物については、その高さ及び延長等を記入すること。切土＝黄色、盛土＝赤色で着色すること。
- 防災施設詳細図（縮尺は適宜）
調整池、防火水槽その他の防災施設の位置、構造を記載すること。また、既存の消防水利を利用する場合には、それらの位置を示す図面を添付すること。
- 土砂運搬経路図
計画地外からの土砂の搬入又は、計画地外への土砂の搬出がある場合は、運搬経路について明記すること。
- 各詳細図（縮尺は適宜）
事業の中で設置する排水施設や土留壁等の各種構造物の詳細を記載すること。
- 敷地求積図及び求積表（縮尺 1/1,000以上）
- その他必要図書
施行区域内の予定建築物の平面図・立面図を添付する等、計画内容を審査するうえで必要な図書を添付すること。